

12	<input type="checkbox"/>	退職金を共通化した場合 (①か②のいずれか) ①対象労働者に係る積立金等が確認できる書類 ②積立金等を対象労働者に通知していることが確認できる書類(①により難しい場合に限る)	<input type="checkbox"/> 退職金に係る積立金等の金額および対象労働者に適用されていることが明確であること。
13	<input type="checkbox"/>	適用後6ヶ月分の賃金が支給されていることについての事業主による当該諸手当制度の適用を受ける全ての有期雇用労働者等本人への確認書	<input type="checkbox"/> 記入漏れがないこと。
健康診断制度を新たに設け、実施する場合			
14	<input type="checkbox"/>	実施機関の領収書	事業主が診断費用を支払っていることが証明できる書類 <input type="checkbox"/> (実施機関の領収書により、対象労働者が受診したことおよび実施日が確認できない場合は領収書に加え、健康診断結果表等) <input type="checkbox"/> 人間ドック受診の場合は、受診項目のわかる書類
15	<input type="checkbox"/>	対象労働者全員の雇用契約書等(写)	<input type="checkbox"/> 健康診断受診前3カ月分および受診後6カ月分の期間に係る分 <input type="checkbox"/> 雇入時健康診断を受診した場合については、雇入時健康診断受診後6カ月の期間に係る分
16	<input type="checkbox"/>	対象労働者全員の賃金台帳(写)	健康診断実施前3カ月分(雇入時健康診断制度を実施した際の申請の場合は不要)および実施後6カ月分(ただし、複数手当を導入し、手当が先に支給され、その支給後6カ月以内に健康診断制度を延べ4人以上に実施した場合であって、健康診断制度のみを受診した者については健康診断を含む月分)
17	<input type="checkbox"/>	対象労働者全員の出勤簿等(写) ※複数手当を導入し、手当が先に支給され、その支給後6カ月以内に健康診断制度を延べ4人以上に実施した場合で、健康診断制度のみを受診したものを除く	健康診断実施前3カ月分(雇入時健康診断制度を実施した際の申請の場合は不要)および実施後6カ月分(健康診断実施日から6カ月を経過する日までに係る分)
対象労働者が外国人の場合、追加書類は下記のとおりとなります。			
18	<input type="checkbox"/>	在留資格や在留期間の確認が必要になりますので、在留カードの表裏のコピー	